

承認第 5 号

日出町税特別措置条例の一部改正について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 2 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

1 専決事項

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

2 専決年月日

令和 5 年 3 月 31 日

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例について

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

日出町長 本 田 博 文

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

日出町長 本 田 博 文

日出町条例第 1 9 号

日出町税特別措置条例の一部を改正する条例

日出町税特別措置条例（昭和 5 2 年日出町条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改め、「又は設備」の次に「(租税特別措置法第 1 2 条第 4 項の表の第 1 号の上欄又は第 4 5 条第 3 項の表の第 1 号の上欄に掲げる地区内において営む当該事業の用に供する施設又は設備を除く。)」を加える。

第 5 条第 1 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の日出町税特別措置条例（以下「新条例」という。）第 2 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、施行日前に新設され、

又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

- 3 新条例第5条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される施設について適用し、施行日前に新設され、又は増設された施設については、なお従前の例による。